

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成31年3月29日付で公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和2年3月18日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

兵庫県監査委員

石井 健一郎

藤川 泰延

四海 達也

北浜 みどり

平成31年3月29日付け包括外部監査報告に係る措置

県民利便施設（都市公園・社会教育施設・スポーツ施設）の管理運営について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 指定管理料及び利用料金について 経営努力による収支改善分の全てが指定管理料から減額されてしまうという指定管理者の認識との齟齬が散見されるため、コスト削減や前向きな利用料金の提案が行われるよう丁寧な説明を行っていく必要がある。（意見）</p>	<p>指定管理料の算定については、個別に施設ごとに査定を行い、事業実施に必要な経費を適切に算出している。</p> <p>また、利用料金収入については、インセンティブとして、収入実績（直近2か年平均）の伸び率が110%以上である場合は、増加率のうち2分の1を公募施設共通のインセンティブとして、前回基準額に上乘せしている。</p> <p>今後においても、指定管理者のモチベーションを損なうことなく、コスト削減や前向きな利用料金の提案が積極的に行われるよう、指定管理者に丁寧な説明を行っていく。</p>
<p>(2) 指定管理者公募における応募者数について 指定管理者の公募においてより多くの団体からの応募が行われ民間事業者を含めた幅広い団体から有用な考えや手法を活用できるように積極的なPRや事業者が応募しやすい仕組みの構築が必要である。（意見）</p>	<p>本県では平成29年度にガイドラインを改訂し、条例の基準額0.5から1.5倍の範囲で、弾力的な利用料金の設定を積極的に提案してもらえるように、事業者に呼びかけをしている。加えて、公募の選定評価において、サービス向上の項目を重視した配点に改めている。</p> <p>また、今年度の具体的取組として、民間事業者が施設を活用した収益事業を提案しやすくなるよう、都市公園の募集要項で事業の具体例を示した。</p> <p>さらに、新規事業者が施設の特性を把握し、より良い利用促進事業や利用者サービスを提案できるように、利用状況や利用者特性を記載した資料を配布した。</p> <p>今後とも、より多くの事業者が応募しやすいように取組を推進していく。</p>
<p>(3) 指定管理者募集期間の確保について 指定管理者公募時の募集期間について、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に沿って十分に確保する必要がある。（意見）</p>	<p>「指定管理者の公募に関するガイドライン」では「募集要項の発表から申請書受付終了まで原則として2か月程度確保すること」としている。</p> <p>適切な期間を確保するよう、周知徹底を図った上で、令和元年度に募集する施設について、十分な期間を確保した。</p>
<p>(4) 施設運営評価情報の公表時期について 現状よりも施設運営評価情報の公表時期を早めることができるような体制の構築及び努力を行う必要がある。（意見）</p>	<p>平成30年度決算分は、決算整理期間終了とともに取りまとめを行い、速やかに公表した。（令和元年6月に公表済み）</p>
<p>(5) 指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表について</p>	

<p>指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表において以下の問題点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政コスト計算書の作成目的を明確にし記載されているコストは兵庫県のコストではないことについて説明が必要である。 兵庫県の施設の貸借対照表に兵庫県が負担しない引当金を記載することについてその情報の有用性について再検討する必要がある。 前年からの退職給与引当金の増減により計算される退職給与引当金繰入の情報の有用性について再検討する必要がある。(意見) 	<p>行政コスト計算書及び貸借対照表等において、様式の修正を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「当該施設の資産・負債状況や管理運営に要した費用、指定管理者の利用料金収入を含めた収益状況を表すものであり、県の歳出額を表すものではない」旨を様式に明記 施設の努力分と県の補填分を明確化 退職給与引当金及び同引当金繰入の項目を調書から削除
<p>(6) 運営評価指標及び目標値の見直しについて 多くの施設において、運営評価指標の見直しが行われていないため、適時に適切な運営評価指標及び目標値の見直しを行う必要がある。(意見)</p>	<p>運営評価指標及び目標値が、外部環境の変化等により、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。</p>
<p>(7) スポーツ施設の公的施設等運営評価調書について 利用料金収入に集計する項目を明確にする必要がある。(意見)</p>	<p>集計項目の統一ができていなかったため、利用料金収入の定義・集計項目を記載要領に明記した。</p>
<p>(8) 備品管理について 兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、県有備品の管理について、適切な指導を行うことが必要である。(意見)</p>	<p>指定管理者に対し、棚卸しを行う等、施設の保管状況の把握に努めるとともに、保管状況が悪い等の事実が確認できた際には、指定管理者を適切に指導していく。</p>
<p>2 都市公園施設 (1) 県有備品及び物品の管理について 県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきである。(指摘事項) (対象施設) 舞子公園、尼崎の森中央緑地、明石公園、西猪名公園、赤穂海浜公園、三木総合防災公園、一庫公園、有馬富士公園、淡路佐野運動公園、淡路島公園、淡路島公園(オアシス)、播磨中央公園</p>	<p>次のとおり、適切な管理を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「備品管理の徹底について」の通知を令和元年5月16日に指定管理者と関係土木事務所に発出 同年5月17日、各土木事務所管理課長会議にて周知 各公園で実施された平成30年度報告会において説明を実施
<p>(2) 年度報告書への収益事業及び利用促進事業の記載について 指定管理者は収益事業及び利用促進事業については、指定管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告が必要である。(指摘事項) (対象施設) 舞子公園、赤穂海浜公園、淡路島公園(オアシス)</p>	<p>収益事業、利用促進事業の収支等についても記載するように令和元年度決算分から改める。</p>

<p>(3) 施設の有効活用について 利用料金施設の稼働率が低くなっているため、稼働率改善のための施策を検討するとともに、稼働率の改善が望めない場合には施設の在り方自体についての検討を行う必要がある。(意見) (対象施設) 舞子公園、播磨中央公園</p>	<p>活用について検討を進めるとともに、播磨中央公園については、公園全体のリノベーション計画の検討を進める。</p>
<p>(4) 領収書の管理について 施設で利用している領収書において、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。(意見) (対象施設) 尼崎の森中央緑地、一庫公園、有馬富士公園、淡路島公園</p>	<p>連番管理の徹底を実施している。</p>
<p>(5) 利用料金の支払について 施設利用者からの利用料金の受取を利用日前に行っているが、利用中止時の還付金の管理にかかるコストを勘案し、施設利用当日に利用確定後の受取への変更を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 明石公園、西猪名公園、三木総合防災公園</p>	<p>当日支払にしたことで、利用日当日や直前のキャンセルが増加し、対応に苦慮しているケースもあることから、利用料金の受取を利用日前に行う予約システムでの運用を行う。</p>
<p>(6) 利用料金の設定について 指定管理者は施設の現状を最も把握できる立場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について積極的に変更提案の是非を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 明石公園、西猪名公園、三木総合防災公園、淡路佐野運動公園</p>	<p>適正な利用料金について検討を行ったところ、いずれも近隣の類似施設の料金と同じ水準であり、必ずしも低いとはいえないことが判明したため、今年度の基準額の改定は行わないこととした。</p>
<p>(7) 設備の見直しについて 空調が十分に設置されていない施設や洋式トイレが設置されていない施設等については利用者の安全性及び利便性の観点から対応を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 明石公園、西猪名公園、播磨中央公園</p>	<p>ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画に従い、予算の範囲で適切に対応を進めるとともに、トイレの洋式化については、播磨中央公園については令和2年度中に、他の公園についても5年以内実施する。</p>
<p>(8) 駐車場利用率の算出方法について 指定管理者は駐車場利用率の算出について、定められた方法により計算を行うべきであるが、現状は定められた計算方法と条例で定める利用単位が異なっているため、定められた計算方法を見直すべきである。(意見) (対象施設) 明石公園、淡路島公園(オアシス)</p>	<p>見直しの実施について、平成31年4月1日に指定管理者と関係土木事務所に通知した。</p>
<p>(9) 収支報告書の記載について</p>	

<p>指定管理者は、兵庫県へ提出している収支報告書で、実際の指定管理に要した支出の全額を報告する必要がある。(意見) (対象施設) 明石公園、西猪名公園、三木総合防災公園</p>	<p>支出全額を記載するよう改める。</p>
<p>(10) 兵庫県園芸・公園協会の職員構成について 兵庫県園芸・公園協会の現状を把握分析した上で、存続が可能な職員の年齢構成となるように体制の整備等が必要である。(意見) (対象施設) 明石公園</p>	<p>専門的ノウハウの継承、経営状況等を勘案の上、適切な職員配置を行う。</p>
<p>(11) ウォーターランド内の樹木の根について ウォーターランド内の利用者の多くが通行する場所に生じている樹木の根の盛り上がりについて、根の除去等の安全対策が必要である。(意見) (対象施設) 西猪名公園</p>	<p>樹木の根を撤去するなど、安全対策を実施した。</p>
<p>(12) 駐車場ゲートカード管理について 管理事務所で保管している職員用駐車場ゲートカードについて定期的な棚卸しを実施する必要がある。(意見) (対象施設) 赤穂海浜公園</p>	<p>引き続き管理簿により適正に管理するとともに、定期的な枚数確認も行っている。</p>
<p>(13) 修繕費について 指定管理者は指定管理者管理協定書に従い10万円以上の修繕については、指定管理料で実施すべきでない。(指摘事項) (対象施設) 赤穂海浜公園</p>	<p>管理協定書に従い、適切に実施する。</p>
<p>(14) 未還付金の管理について 運動施設の利用中止により生じた未還付金の保管について、自ら定めた取扱要領に従った運用を行う必要がある。(意見) (対象施設) 三木総合防災公園</p>	<p>取扱要領に従い、利用日から2年経過したものは、管理事務局に送金するよう運用の徹底を図る。</p>
<p>(15) 還付金の返金通知の文言について 利用者への還付金の返金通知に記載している文言について、公園内の施設で統一した文言とする必要がある。(意見) (対象施設) 三木総合防災公園</p>	<p>統一した文言に修正した。</p>
<p>(16) 物品購入の入札について 兵庫県は物品購入時の入札において、修理備品の調達可能性を含め、メンテナンス費用を考慮した上で購入を決める必要がある。(意見) (対象施設) 三木総合防災公園</p>	<p>備品購入に際しては、メンテナンス費用も考慮し、仕様の検討を適切に実施する。</p>
<p>(17) 金庫の管理について 営業時間内であっても現金等重要物を保管し</p>	<p>常時閉錠するよう対応している。</p>

<p>ている金庫については常時閉錠する必要がある。(意見) (対象施設) 淡路佐野運動公園</p>	
<p>(18) 公園のホームページについて ホームページが設置されていない公園については、利用者の利便性の観点からホームページの設置を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 灘山緑地</p>	<p>灘山緑地は、利用者の利便性も考慮しながら、淡路夢舞台公苑と一体で適切に運営管理している。</p>
<p>(19) 休止施設の活用方法について 休止中となっている播磨中央公園のテニスコートについて、兵庫県と指定管理者は今後の対応方針及び具体的な計画を定め、有効に活用していく必要がある。(意見) (対象施設) 播磨中央公園</p>	<p>テニスコート跡地にサイクルステーションを令和2年3月に整備する予定である。</p>
<p>(20) 猪及び鹿対策について 近年猪及び鹿による被害が拡大している播磨中央公園においては、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。(意見) (対象施設) 播磨中央公園</p>	<p>鳥獣害対策については、捕獲や個体数管理等を含め、国や各自自治体(県・市町)で対応していく。 公園内で発生した獣害に対しては、指定管理者と協力し、適切に対応する。</p>
<p>(21) バラ園について 平成23年より無料施設となったバラ園について、利用料金の有料化の是非を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 播磨中央公園</p>	<p>バラ園の再整備を含めた播磨中央公園全体のリニューアル計画を令和2年度中に策定する予定である。</p>
<p>(22) 利用促進の取組について 十分な利用促進のための取組が行われていないため、多くの県民に利用してもらうためにより積極的な利用促進の取組を実施する必要がある。(意見) (対象施設) あわじ石の寝屋緑地</p>	<p>令和元年度より、「ハイキングイベントの開催」など、20項目の利用促進事業を展開している。</p>
<p>3 社会教育施設 (1) 施設の稼働率について 施設の稼働率が低い状態となっているため、適切な料金設定や積極的なPR等により稼働率向上の施策を講じる必要がある。(意見) (対象施設) 嬉野台生涯教育センター、人と自然の博物館</p>	<p>嬉野台生涯教育センターについては、開設から40年が経過し、建物・設備の老朽化、利用者ニーズの変化や施設を取り巻く環境変化を踏まえ、稼働率が低下している青少年宿泊棟へのエアコン設置やトイレの洋式化等の改修の実施、食堂運営事業者の見直し等を順次実施しているところであり、引き続き利用者ニーズの変化等に対応できる施設整備を進め利便性向上と魅力アップに取り組み、積極的なPR等と合わせて稼働率の向上に努めていく。 人と自然の博物館(ホロンピアホール)については、利活用も含めた在り方について検討を行っている。</p>

<p>(2) 現状改善の対策について 目標指標の達成のために、過去の慣例や固定観念にとらわれることなく、ゼロベースで案を検討し、実行に移すことが重要である。(意見) (対象施設) 嬉野台生涯教育センター、歴史博物館</p>	<p>嬉野台生涯教育センターについては、利用者ニーズの変化や施設を取り巻く環境変化を踏まえた施設整備や豊かな自然環境やHAPなど施設が有する資源を有効に活用した事業実施により魅力ある施設づくりに取り組んでいくとともに、広報活動では、センター全体の広報委員会を立ち上げ、所管事業にとどまらず、施設全体のPRとして従来の近隣地域のみならず県内外に向けて積極的に発信していく。 歴史博物館については、ホームページやSNS等によるPRに加え、県内学校等へのPRや周辺施設等との連携に努める。</p>
<p>(3) 業務収支状況報告書と収支計算書の不一致について 指定管理者での収支計算書に修正が生じた場合には、兵庫県への報告書に記載する金額についても失念することなく合わせて修正する必要がある。(意見) (対象施設) 嬉野台生涯教育センター</p>	<p>兵庫県への報告書の提出後、収支計算書の修正が生じた場合には速やかに修正した報告書を提出する。</p>
<p>(4) 現金の管理について 釣銭の管理を兵庫県のつり銭用資金取扱要領に沿った管理を行うとともに、現金保有残高についても適正な残高での管理を行う必要がある。(意見) (対象施設) 嬉野台生涯教育センター</p>	<p>釣銭の管理は兵庫県のつり銭用資金取扱要領に沿って2名以上による確認を行うとともに、現金保有についても、速やかに金融機関に振込を行い、適正な残高での管理を行う。</p>
<p>(5) 県有備品及び物品の管理について 県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。 また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。(指摘事項) (対象施設) 図書館、美術館王子分館、美術館、歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、考古博物館</p>	<p>備品出納簿(県)と備品使用簿(館)、備品整理票との整理番号を整合し統一する。また、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努める。</p>
<p>(6) 委託業務の内容確認について 委託業者が入札時の仕様書に従った業務を実施していることを確実に確認できるように、日報等の報告書の形式を工夫する等の体制の構築が必要である。(意見) (対象施設) 図書館、考古博物館</p>	<p>平成30年10月から、委託業者からの業務実績報告方法について、「日報」に加え「週報」、「月報」を新たに設け、仕様書に即した業務内容の履行を確実に確認している。</p>
<p>(7) 蔵書点検について 蔵書点検の中長期的な年次計画がなく、点検</p>	<p>平成30年7月に、全蔵書の点検を実施した。</p>

<p>の実施頻度や範囲が不明確となっていることから、蔵書点検の計画の整備が必要である。(意見) (対象施設) 図書館</p>	<p>開架部分(約9万冊)は毎年、書庫部分(約58万冊)については5年間で全蔵書を点検する計画を令和元年7月に策定し、毎年1週間程度点検のための休館日を設定した上で、令和2年度から実施する。 この計画に基づき、5年間所在不明図書については抹消登録を行う。</p>
<p>(8) 図書の館外貸出について 館外貸出に関する規則の運用について以下の問題がある。 ・規則では7冊が上限とされているところ、ただし書きを引用し、実際には10冊上限とした実務となっている。 ・返却遅延に対する督促までの期間が不明確であり、画一的な運用となっていない。また、図書の返却が遅延した者については3か月貸出ができないという規定があるものの運用されていない。規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対するタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用による返却期間内の返却促進に努めるべきである。(指摘事項) (対象施設) 図書館</p>	<p>貸出数については、上限を10冊にするよう、令和元年度中に図書館利用規則の改正作業を実施した。 平成31年2月に督促事務取扱要領を改定し、①返却期限日よりおおむね30日を経過しても返却がなされない場合や、②返却期限を過ぎた図書に対して予約の手続が行われた場合に督促を行うこと、また、督促を行った者に対しては、当該資料の返却がなされるまで貸出停止とすることとし、運用を開始している。 その結果、転居等による連絡不能者以外については資料が返却されている状況にある。 引き続き取扱いが徹底されるよう、ホームページや館内への張り紙、SNS等により、利用者へ周知を行っていく。</p>
<p>(9) 寄贈資料について 寄贈図書には受け入れできないものも多く含まれており、選別に人手がかかっているため、対応策を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 図書館</p>	<p>寄贈の受入れは、事前連絡が必要であること、蔵書として扱えない可能性があることへの了承が条件であることを、令和元年8月からホームページや館内張り紙、SNS等で十分に周知し、寄贈本の手続を効率的に行っている。 この結果、寄贈に係る事前の問い合わせが増えており、今後受け入れできない図書の送付が減っていき、既に受け入れ済みの図書については、選別、処分に係る人手も削減できる見込みである。</p>
<p>(10) 招待券について 招待券の残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。 招待券配布の効果が不透明であるため、招待券の配布及び実際の利用数等についての効果分析・管理を行い、その効果を測定し、今後の招待券の取扱いについて検討する必要がある。(意見) (対象施設) 美術館王子分館、美術館</p>	<p>招待券の残数整理等については、発行簿に配布先、配布枚数を明記し、展覧会の終了後に、確認者の押印欄を設けるなどの改善を行い、取扱いの適正化を図った。 主な配布先は、共催者の新聞社のほか、県関係機関、美術館関係者、近隣協力店等である。 招待券の配布効果については、入場者数を増やし県民に現代美術の鑑賞機会を設けるほか、併設するミュージアムショップ(図録、横尾グッズ等の販売)の売上増に貢献できると考える。(売上による手数料は当館の収入となる。) 今後も定期的に配布先・枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する。</p>
<p>(11) アンケートの回収について アンケートの回答率を上げるために、回答者への景品を企画したり、受付やアンケート記入</p>	<p>アンケート回答者には、これまでも抽選で次回展覧会の招待券をプレゼントしているが、アンケート用紙</p>

<p>場所近辺において記入を呼びかけたり等の工夫をする必要がある。(意見) (対象施設) 美術館王子分館</p>	<p>にその旨を追加記載した。また、1階受付に加え、4階休憩コーナーに記入場所を増設し、記入場所近くに、プレゼントの旨も含め「アンケート募集中」の掲示を行い、回答の協力を得やすい環境づくりに努めている。今後も、回収率を上げるため、来館者への様々な周知に努める。</p>
<p>(12) 前売券の管理について 未販売の前売券について、残数管理とその保管方法並びに廃棄の手続きを設定し、運用する必要がある。(意見) (対象施設) 美術館</p>	<p>令和元年6月に「兵庫県立美術館・特別展前売券等の管理要領」を策定、運用を開始し、以下のとおり管理している。 ①販売者ごとの売上と残枚数を販売管理表で管理する。 ②前売販売期間終了後、2週間以内に販売者から売上報告及び残券回収を行い、前売券の残数を複数人でチェックする。 ③複数人で上記をチェック後、速やかに廃棄処分を行う。</p>
<p>(13) 歴史博物館の修繕について メインエントランスの空調設備が老朽化により使用不可能となっているほか雨漏り等も生じているため、計画的に修繕を行う必要がある。(意見) (対象施設) 歴史博物館</p>	<p>令和2年度から長寿命化改修を実施する。</p>
<p>(14) 使用見込みのない備品について 使用見込みのない備品について、活用する方法がない場合には廃棄処理を行う必要がある。(意見) (対象施設) 歴史博物館、コウノトリの郷公園</p>	<p>歴史博物館の備品等については、老朽化対策工事の際に廃棄予定である。また、コウノトリの郷公園の備品については、令和元年5月に廃棄した。</p>
<p>(15) 稼働率の算出方法について 施設の経営改善を図るために、より実態を表す方法により稼働率を算出することが必要である。(意見) (対象施設) 人と自然の博物館</p>	<p>稼働率は平成19年度から、公的施設運営評価調書に基づき算出している。</p>
<p>(16) 収蔵品の保管場所について 収蔵庫に保管しきれない収蔵品について、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。(意見) (対象施設) 人と自然の博物館、考古博物館</p>	<p>人と自然の博物館においては、収蔵庫増設に向けて対応を検討していく。 考古博物館においては、膨大な数量の収蔵品があることから、活用頻度に応じた資料のランク分けや、魚住収蔵庫を整理することでさらなる空きスペースを確保する等により、今後適切に管理していく。</p>
<p>(17) 共催ビジネスについて 共催ビジネスを開催するにあたって、事前承認についての明確な定めがないため、事前の承認を行うべき事業について明確にする必要がある。(意見) (対象施設) 人と自然の博物館</p>	<p>平成30年10月から、事前承認の必要の有無について基準を整理し、共催ビジネスを実施している。</p>

<p>(18) 公印使用承認欄について 公印を使用する際には規定に基づき決裁書・報告書の公印使用承認欄への押印を行う必要がある。(指摘事項) (対象施設) 人と自然の博物館</p>	<p>押印されていないものについては、平成30年10月に是正した。今後、押印については確実に行うとともに、複数人によるチェックを行う。</p>
<p>(19) 忘れ物の管理について 忘れ物について、館内で1か月程度保管した後は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 人と自然の博物館</p>	<p>所轄の警察署に取扱いを相談、協議し、平成30年10月から、館内に一定期間(警察署と同等の3か月)保管する旨掲示の上、期間経過後は廃棄している。</p>
<p>(20) ひとはくキャラバンについて ひとはくキャラバン活動について、中長期的な視点から巡回計画を定め、成果を可視化できる仕組み作りを検討する必要がある。(意見) (対象施設) 人と自然の博物館</p>	<p>平成30年度の人と自然の博物館の入館者数は947,125人で、そのうちひとはくキャラバンの利用者数は280,862人と約3割を占めており、重要な施策として実施している。 ひとはくキャラバンの目的は、当博物館で実施している多種多様なプログラムを県内外の各地域で展開し、すべての年齢層に多くの学習機会を提供することにある。 目的をより効果的に遂行するため、平成30年度に県内旧99市町全てに5年(平成30年度から令和4年度)でキャラバンを行う計画を設定し、令和元年9月までに、65市町で実施した。残り34市町については、県外や同一市町へのリピート訪問と並行して令和2年度から4年度に計画どおり実施すべく、図書館・公民館等の施設も含めて広報計画を進める。 現在はキャラバンで連携している環境政策課などの広報も利用して、幼稚園や小学校等の学校施設で重点的に活動をしているが、希望日が重複する場合は積極的に未実施市町に訪問するよう計画・実施する等、県民全体が便益を享受できるような体制を整える。</p>
<p>(21) 施設の目的について 兵庫県としてコウノトリの郷公園についてどのような状態を目指し事業を展開していくのかを協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況にすべきである。(意見) (対象施設) コウノトリの郷公園</p>	<p>コウノトリの保護・研究とともに、それらの成果をもって県民の理解及び地域の発展に役立てることが郷公園の設置目的であり、それぞれが独立したものではない。しかしながら、ポスト20年を見据えた郷公園の在り方については検討委員会を設置して協議していくこととし、令和元年11月の開園20周年記念式典及びシンポジウムにおいて中間発表を行った。</p>
<p>(22) 考古博物館の地域性について 出前授業や出前展示を行っている地域に偏りがあるため、より県民全体に向けて広くPR活動を行うことが必要である。(意見) (対象施設) 考古博物館</p>	<p>出前授業・展示は、博物館周辺小中学校が博物館の資源を活用した学習等の在り方を検討するなかで、博物館から学校に出向き、考古資料等の展示や指導を行う手法として、開館当初から実施している。 これまでの実績や、受入れる学校側の授業時間の調整や準備等、調整が行いやすい近隣地域の学校からの要望が高いことが、実績値の偏差に表れていた。利用者増を図るため、平成30年度は博物館の知名度が相対的に低かった播磨西地域と淡路地域について重点的にPR活動を行った。</p>

	<p>その結果、平成30年度のアウトリーチ（現場出張）活動実績では、播磨東地域は17%、播磨西地域25%、丹波地域8%、神戸地域4%、阪神地域4%、淡路地域17%、県外・国外25%となっている。</p> <p>今後は、引き続き学校等からの要望に基づき活動を行うとともに、学校以外に各地域の社会教育施設や資料館と連携した展覧会や体験学習等、アウトリーチ活動の範囲を県下全域に広げ、広くPR活動を行っていく。</p>
<p>(23) 古代鏡展示館の運用について</p> <p>古代鏡展示館について開館前に見込んでいた入館者数を著しく下回っている状態が継続しており、運用について議論する必要があるが、個別施設での損益管理の体制を構築できていないため、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体制を構築すべきである。(指摘事項)</p> <p>(対象施設) 考古博物館</p>	<p>入館者数はフラワーセンターのリピーターも含めて設定したことから過大算定となり、実際は想定よりも目標が下回った。入館者数を増やすため、「花家族の会」会員等への無料招待券の配布や、ホームページへのイベント掲載・チラシの送付に加え、商業施設や道の駅、宿泊施設等の集客施設や近隣小学校へ訪問・説明等の対策を実施しており、加えて価値のあるコレクションの魅力を効果的に広めるため、調査研究等を進め、結果を広報等に有効活用できるよう努めている。</p> <p>また、今後、フラワーセンターの団体客が集中する時期に合わせて特別展を実施し、展示の目玉を大々的にPRする等、リピーターを増やす取組を実施する。</p> <p>さらに、これまでの実績を踏まえて、増築工事の完了に合わせて、令和2年度に目標入館者数の見直しを実施する。</p> <p>なお、会計については出納員が配置されている本館で支出を行っていることから、収支を合計として管理しているが、それぞれの収支管理については本館、加西分館ごとに把握できている。予算執行状況については、考古博物館と加西分館で情報共有を図る体制を構築し、適正な損益管理を行う。</p>
<p>4 スポーツ施設</p> <p>(1) 県有備品及び物品の管理について</p> <p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきである。(指摘事項)</p> <p>(対象施設) 文化体育館、総合体育館、円山川公苑、弓道場、神戸西テニスコート</p>	<p>県有備品台帳の記載不備、備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、備品整理票の未貼付は、平成30年度中に対応した。</p> <p>なお、平成30年度から、年度内に指定管理者が備品一覧表と現物の照合を行い、年度毎の指定管理事業報告時に結果報告を求めるとともに、年度協定締結時にも備品一覧表の添付を必須とした。</p>
<p>(2) 忘れ物の管理について</p> <p>忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされていない。また保管方針を明確に定めていない施設がある。保管期間に関する方針を定めた上で提示を行って利用者へ周知することが必要である。(意見)</p> <p>(対象施設) 武道館、総合体育館、円山川公苑、神戸西テニスコート</p>	<p>所轄の警察署に取扱いを相談、協議し、1年間保管した後は廃棄する旨方針を定め、各施設内で提示し、利用者へ周知している。</p>

<p>(3) 床転換システムについて 交換部品が高額であるとともに入手先が限られていることから、設備環境の整備や他の対応策を含めて検討すべきである。(指摘事項) (対象施設) 武道館</p>	<p>施工業者と、コスト低減とメンテナンス性の向上について協議し、令和元年6月に床転換システムの改修に着手した。令和2年3月に改修が完了した。</p>
<p>(4) 設備の維持管理費について 充実した設備を維持するために、施設維持管理費が高い水準となっている。現在の設備を維持していくかどうかの方針を考えるとともに、将来の施設維持管理費の対策を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 武道館</p>	<p>現在の施設・設備を維持していくため、優先度を踏まえ、必要なものから対策する。</p>
<p>(5) 施設の稼働率について 利用料金対象施設について稼働率が低い状態が続いているため、文化講座の開設や積極的なPR等により稼働率向上の施策を講じる必要がある。(意見) (対象施設) 武道館、総合体育館</p>	<p>研修施設(会議室等)については地道な営業・PR活動を続けており、利用が増加していることから効果が表れてきているが、さらなる稼働率向上のため、文化講座の開設やより効果的なPRを検討、実施していく。</p>
<p>(6) 武道教室の受講率について 武道館で開講している武道教室の受講率について、より一層のPR活動に努め、受講率を上げる努力が必要である。(意見) (対象施設) 武道館</p>	<p>既受講生のニーズを確認、分析し、他講座に反映させることで、受講率の向上を図る。 さらにホームページやSNSによる広報強化を実施するほか、ポスティングの広報エリアを広げる等、より積極的なPRを実施する。</p>
<p>(7) 回数券の管理について トレーニング室の回数券について、現物確認を行う際には現物の数と管理簿の一致を確かめることが必要である。(意見) (対象施設) 総合体育館</p>	<p>平成30年10月から、現物と管理簿の一致により現物確認を実施している。</p>
<p>(8) 遊休資産の有効活用について 未利用となっている土地について、利活用のみでなく、必要性も含めて在り方を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 円山川公苑</p>	<p>第2駐車場奥の湿地は整備しなければ使用が難しく、整備には多額の費用が必要となる。更に駐車場用地は既存面積で十分機能しており、拡張の必要が無いため、対応が困難である。</p>
<p>(9) 消火器の点検について 点検までの法定期間が経過している消火器のバルブ部分について、点検若しくは交換すべきである。(指摘事項) (対象施設) 円山川公苑</p>	<p>令和元年7月にバルブ部分の交換を実施した。</p>
<p>(10) 施設の老朽化対策について 利用者が安全に利用するために、施設の修繕及び老朽化のための計画を策定し対策を行う必要がある。(意見) (対象施設) 円山川公苑</p>	<p>施設の老朽化については、ひょうご庁舎・公的施設等管理プランに基づき、令和2年度に改修を実施する予定である。</p>

<p>(11) 指定管理料の設定方法について 猪及び鹿による被害が拡大している円山川公苑においては、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。(意見) (対象施設) 円山川公苑</p>	<p>鳥獣被害対策等は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が主体的に対策を講じることとされており、円山川公苑における被害についても、県から豊岡市の鳥獣被害対策担当課へ依頼し、市が駆除を行うこととしている。</p>
<p>(12) スケートリンクの冷媒について スケートリンク冷凍機で使用している冷媒フロンが平成31年12月末で製造中止となるため、スケートリンクの継続には新型冷凍機への切替えが必要となり多額の投資が必要なため、スケートリンク運営の現状を分析し、切替えを行うかどうかについて検討する必要がある。(意見) (対象施設) 円山川公苑</p>	<p>兵庫県立施設で唯一のアイススケートリンクであること、また地元アイスホッケーチームが活動拠点にしており、年間総収入の約3割を占める等冬季の主要設備であることから、ひょうご庁舎・公的施設等管理プランに基づき、令和2年度に改修を実施する予定である。 なお、当該冷媒フロンは市場流通量から、令和3年までは確保可能である。</p>
<p>(13) 使用期限を経過している備品及び使用見込みのない備品について 使用期限を経過している備品及び使用見込みのない備品について、活用する方法がない場合には廃棄処理を行う必要がある。(意見) (対象施設) 弓道場、神戸西テニスコート</p>	<p>平成31年3月に廃棄した。</p>
<p>(14) 弓具貸出制度の明示について 弓具貸出制度について十分に明示されていないため、利用促進のために、制度内容及び料金について明示する必要がある。(意見) (対象施設) 弓道場</p>	<p>平成30年10月から、張り紙により利用者へ明示している。</p>
<p>(15) 幅広い利用者への開放的な運営について 幅広い年齢層やニーズにこたえる開放的な運営が必要である。(意見) (対象施設) 弓道場</p>	<p>現在の料金形態は、専用利用の場合は施設全体を対象に貸し出すこととなっており、共同利用との併用が不可能である。 幅広い年齢層やニーズに応えられる開放的な運営を行うため、例えば遠的射場と近的射場を分割して貸し出すことができる等、施設の改修も含め、団体利用と個人利用の在り方について、検討を進める。</p>
<p>(16) 非公募による指定管理者の選定について 非公募理由について再検討を行い、公募の導入が可能かどうかを検討する必要がある。(意見) (対象施設) 弓道場</p>	<p>公募の導入の可否について、次期指定管理期間開始前の令和2年度中に方針を定める。</p>
<p>(17) 利用料金の設定について 指定管理者は施設の現状を最も把握できる立場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について積極的に変更提案の是非</p>	<p>当施設の利用料金は、利用者の利便性向上と利用促進を目的とした条例改正により、平成16年4月から従前の料金の半額となったため、県内他施設と比較すると、施設規模の割に低い料金設定となっている。</p>

<p>を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 弓道場</p>	<p>そのため、利用形態が専用利用・共同利用にかかわらず、稼働率が高い割に収入が少ない。 適正な料金設定になるよう、県内弓道場の状況を考慮しつつ、主な利用者団体である弓道連盟や地元弓道会との調整を行い、利用料金の増額を検討する。</p>
<p>(18) 工作物明細表について 工作物明細表の登録について、根拠資料を整備すること等により誤りがでないようなルール及び体制づくりが必要である。(意見) (対象施設) 神戸西テニスコート</p>	<p>今後は、公有財産規則等の規定に基づき、根拠資料等を用いるなど誤りを防ぐ体制づくりを実施する。</p>
<p>(19) 未還付金の保管状況について 施設の利用中止により生じた未還付金を金庫で保管しているが、現金の保有に係る紛失・盗難リスクがあるため、金融機関に預け入れる必要がある。(意見) (対象施設) 神戸西テニスコート</p>	<p>平成30年10月に、未還付金を金融機関へ預け入れた。 なお、引き続き該当者に連絡を取り返金に努めている。</p>
<p>(20) クラブハウス前の段差について クラブハウス前の樹木の根が隆起し、利用者の怪我につながる恐れもあることから、柵を設置するとともに、修繕費の予算を設定し樹木の撤去を検討する必要がある。(意見) (対象施設) 神戸西テニスコート</p>	<p>平成31年3月に樹木を撤去し、舗装を実施した。</p>